

## 平成24年第1回定例会のあらまし

平成24年の第1回定例会は、2月24日から3月21日までの27日間にわたって開かれ、平成24年度当初予算をはじめ、補正予算、条例など市長提出議案163件のほか、10件の議員提出議案を審議しました。

議決結果は、市長提出議案163件、議員提出議案10件は全て原案どおり可決、請願4件については不採択となりました。

## 平成24年第1回定例会日程

2月24日	開会(市長提案理由説明)
28日	質問
3月7日	
6日	議会運営委員会
8日	議会活性化特別委員会
9日・12日	予算決算委員会(総括質疑)
13日～	同分科会、部門別常任委員会
19日	予算決算委員会 (分科会長報告、締めくくり総括質疑、採決)
21日	閉会(委員長報告、質疑、討論、採決)

## 主な議案の概要

### 平成24年度熊本市一般会計予算

政令指定都市元予算として、県からの権限移譲に伴う国県道の整備・維持管理費111億9,010万円、こころの健康センター開設などの精神保健福祉の推進経費16億8,840万6千円、区バス運行経費8,760万円、区ごとの特色あるまちづくりのための区振興ビジョン(※1)策定経費2,000万円などを計上し、一般会計予算の総額は2,758億7,000万円となりました。

### 熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物を愛する意識を高め、動物の健康及び安全を守るとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、人と動物とが共生できる社会を実現するため、条例を制定しました。



### 熊本市消費生活条例の制定について

熊本市消費生活条例の制定については、下記のトピックスをご覧ください。

## トピックス (特記事項)

### 「熊本市消費生活条例」の施行に当たって 附帯決議

#### ●条例案提案に至るまでの経緯

本条例については、消費者保護施策を進めていく上で条例制定が有効であるという考えのもと、条例案作成のための(仮称)熊本市消費生活条例検討懇話会が平成22年7月に設置され、三回にわたり会議が行われたものです。この懇話会は学識経験者や消費者団体などから構成され、その中でワーキンググループ(※4)素案が作成されました。しかしながら今回提案された条例案は、このワーキンググループ素案がほとんど反映されていない内容でした。

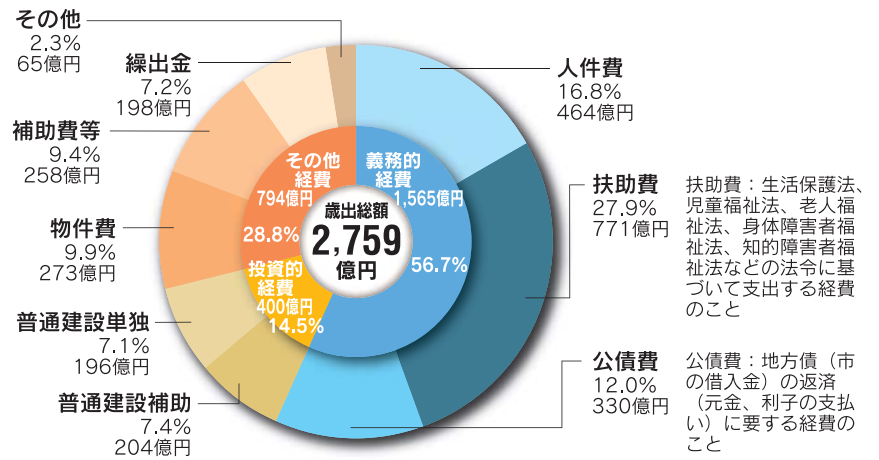
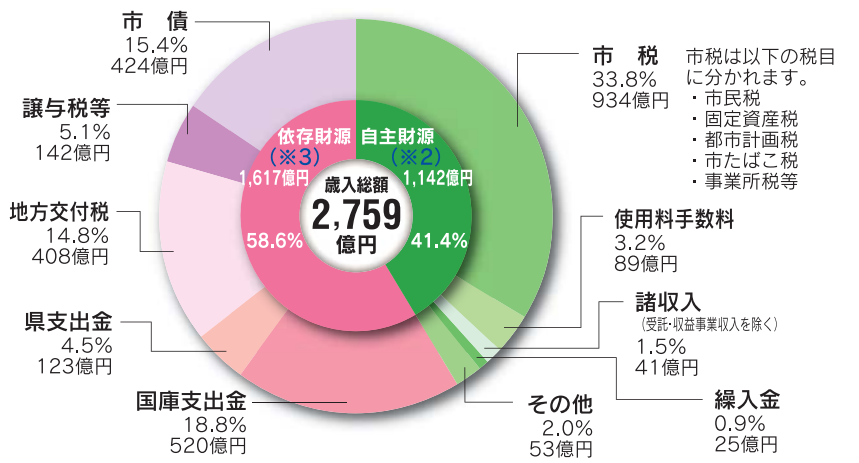
#### ●議会での指摘事項

このような経緯を踏まえ議会では次のような論議がありました。

- ・本条例案に記載のない立ち入り調査・指導勧告等の項目は、先行他都市の例において違法行為抑止に有効であり、消費者のみならず事業者側にとっても歓迎される内容であることを踏まえ、条例に明記すべきであった。
- ・本条例施行後の取り組みをステッカー貼付等の啓発目的程度とする当局の姿勢は、消費者安全法に謳われる地方自治体の自主性が発揮されたものとはなっておらず、意欲に欠けるものである。

## 平成24年度当初予算の概要

### 平成24年度一般会計歳入歳出予算



### 平成24年度各会計予算

会計名	区分	平成24年度当初予算
一般会計	一般会計	2,758億7,000万円
	特別会計	1,982億4,371万円
一般会計・特別会計合計		4,741億1,371万円

会計名	区分	平成24年度当初予算
企業会計	病院事業会計	165億6,774万円
	水道事業会計	230億5,035万円
	下水道事業会計	385億9,300万円
	工業用水道事業会計	737万円
	交通事業会計	38億1,068万円
企業会計合計		820億2,914万円

- ・本条例案の重要性に鑑み、策定過程において検討懇話会委員や議会への適切な説明がなされぬまま提案に至った当局の姿勢は、看過しえないものであり猛省を促したい。
- ・消費者からの相談業務については、消費者団体ならびに民生委員との連携を強化するとともに、区役所への窓口設置や消費者センター職員による巡回など、市民に身近な相談体制を整備すべきである。

以上のように条例案に関する内容や提案に至った経緯などについて、厳しい指摘が相次ぎました。

#### ●決定事項(結果)

これまでの論議を踏まえ、予算決算委員会で締めくくり総括質疑が実施され、本条例案については継続審査を求める動議が提出されましたが、賛成少数により否決されましたので、原案について採決した結果、賛成多数により可決されました。

その後、本条例の施行に当たってはさまざまな問題があるものの、市民の消費生活の安定及び向上を図るためには一日も早い制定が必要であるとして、

- ①条例制定後の運用状況を審議する機関の設置
- ②検討懇話会ワーキンググループとの意見交換の実施

以上2項目を早急に実現することを求める附帯決議案が提出され、賛成多数により、附帯決議(※5)を付すことに決定しました。

### 用語解説

#### ※1 区振興ビジョン

政令市の新たな地域のまちづくりのため5つの区ごとに策定する振興ビジョン

#### ※2 自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源(地方税、使用料、手数料等)

#### ※3 依存財源

国(市町村の場合は、都道府県を含む)の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入(地方交付税、国庫支出金、地方譲与税等)

#### ※4 ワーキンググループ

ある問題や課題についてその解決のために設置される作業部会のこと

#### ※5 附帯決議

議会(本会議)または委員会における議会等の議決に当たってその事件について付随的につけられる意見または要望の決議のこと。